

藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ
に係る調達仕様書

2023年（令和5年）11月

藤沢市

目 次

1. はじめに

- (1) 藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ調達の背景
- (2) 目的

2. 基本事項

- (1) 件名
- (2) 契約期間

3. システム等概要

- (1) ごみ検索システム
- (2) ごみ分別アプリ

4. 運営管理業務委託内容

- (1) システム保守
- (2) 問い合わせ対応
- (3) システム障害対応
- (4) 助言及び提案
- (5) 業務の指示及び監督
- (6) 成果品
- (7) 著作権等
- (8) その他

5. 特記事項

6. その他

1. はじめに

(1) 藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ調達の背景

藤沢市（以下「委託者」という。）では、ごみの減量・資源化のため市民の利便性を図る必要性からインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できる「ごみ検索システム」及びスマートフォン用アプリケーション「ごみ分別アプリ」を運営している。

現行の「ごみ検索システム」は、2008年（平成20年）に構築して以来、同一システムを利用してきた。また2014年（平成26年）に、システムの機能を拡張し、スマートフォン用のアプリケーションの配信を開始した。その間、機能を充実させる等の改修を行いながら、継続的な運営をしてきた。

今般、「ごみ検索システム」及び「ごみ分別アプリ」の運営管理業務委託契約が契約期間満了となることに伴い、更なる事務処理の向上を図ることを目的に、内容の拡充及び見直しを行うものである。

導入にあたっては、価格以外に、事業者が持つ専門性やノウハウを活用することにより、より効果的な運営を行うため、内容、技術力、事務処理能力及び独自性や将来性のある提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、事業者の選定を行うものとする。

(2) 目的

「ごみ検索システム」及び「ごみ分別アプリ」を導入し、利用する藤沢市民にとってごみの問題がより身近なものとなることで、ごみの分別や資源化の促進がより一層図られること。

2. 基本事項

(1) 件名

藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ運営管理業務委託

(2) 契約期間

ア. システム構築・検証・仮稼働期間（予定）

契約締結日から2024年（令和6年）3月31日まで

イ. システム運用期間（予定）

2024年（令和6年）4月1日から

2027年（令和9年）3月31日まで

3. システム等概要

(1) ごみ検索システム

原則として、24時間365日利用可能であり、委託者が求める仕様に沿った構築・設定を行うこと。

ア. 機能要件

- (ア) ごみ検索 (自由入力検索、登録ごみ検索、登録件数表示)
- (イ) カレンダー (分別区分表示、アイコン、アイコン表示)
- (ウ) ブロック登録 (住所設定、自治会・町内会設定)
- (エ) 外部リンク (藤沢市ホームページ、藤沢市興業公社ホームページ、YouTube、ふじさわエコ日和)
- (オ) その他 (お知らせ内容表示、関連施設表示、お問い合わせフォーム機能、多言語表示、環境教育機能、広告バナーの複数表示)
- (カ) 各種登録情報管理 (品目、分別区分、番地、自治会・町内会、収集日等の登録管理、お知らせ内容管理、大型ごみ納付券・指定収集袋取扱店登録管理、関連施設登録管理、広告バナー登録管理、お問い合わせフォームの管理)
- (キ) 解析機能 (アクセス解析 (品目別、ブロック・自治会・町内会別、各広告バナー等へのアクセス数)、未登録ごみの検索回数、動画アクセス数、お問い合わせ数)

イ. 管理者環境

- (ア) コンテンツ管理に当たっては、インターネット環境において、ID、パスワード認証にて管理画面にログインできること。また、可能であれば、神奈川セキュリティクラウドからも利用可能なものとする。なお、神奈川セキュリティクラウドで使用しているブラウザは、Soliton 社の SolitonSecureBrowser II である。
- (イ) 管理者権限の ID、パスワードを委託者に付与すること。
- (ウ) 管理画面からごみ品目、お知らせ、関連施設、お問い合わせフォーム機能、広告バナーの編集ができること。

ウ. システム構成

- (ア) データセンター要件
 - a. 十分な性能を持ったサーバ等の機器を準備し、セキュリティ対策及び災害対策が施された日本国内の保管場所に設置すること。
 - b. データセンターは、生体認証・24時間監視カメラ・常駐運用員による入退室管理を行うこと。
- (イ) 情報セキュリティ対策
 - a. なりすまし等による不正アクセスやデータの盗聴・改ざんを防止するため、セキュリティには、ファイアーウォールの設置、通信における TLS 1.2 以上の暗号化、セキュリティの脆弱性への1週間以内での対応等の万全の方策を行うこと。
 - b. ウェブアプリケーションのセキュリティについては、「ウェブアプリ

ケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」に基づき、対応すること。

- c. 受託者が保守等のために管理ページにアクセスするための端末については、接続する端末を特定し、不正アクセス対策を実施すること。
また、マルウェア対策を実施すること。

(ウ) システム使用料が必要な場合には、保守料に含むこと。

エ. テスト実施

(ア) 本格運用までにテストを段階的に行い、委託者の承認を得ること。

(イ) テストの実施に当たっては、テスト実施内容及び結果が記載された成績表を提出すること。

オ. 各種マニュアルの作成及び操作説明

(ア) 管理者である委託者職員が、運用を行うために必要な操作や知識を理解するための操作マニュアルをデータで納品すること。

(イ) 当該マニュアルは、文字中心ではなく操作画面を多用し、わかりやすくすること。

(ウ) 導入前に委託者職員5名を想定した操作説明を、マニュアルに沿って2時間程度行うこと。当該マニュアルは、文字中心ではなく操作画面を多用し、わかりやすくすること。

カ. 登録申請と配信

ごみ検索システムは委託者専用のウェブサイトとして構築し、インターネット上で配信されるまでの一切の手続きを行うこと。また、URLを委託者が指定する日までに納品すること。

(2) ごみ分別アプリ

原則として、24時間365日利用可能であり、委託者が求める仕様に沿った構築・設定を行うこと。

ア. 機能要件

(ア) ごみ分別辞典（自由入力検索、登録ごみ検索、分別区分ごみの出し方表示）

(イ) カレンダー（収集日程カレンダー表示、分別区分表示、アイコン説明表示、アイコン表示、今日・明日の分別区分表示）

(ウ) ブロック登録（住所登録、自治会・町内会登録）

(エ) 外部リンク（藤沢市ホームページ、藤沢市興業公社ホームページ、YouTube、ふじさわエコ日和）

(オ) その他（お知らせ内容表示、関連施設表示、大型ごみ納付券・指定収集袋の取扱店表示、通知機能、お問い合わせフォーム機能、多言語表示、環境教育機能、広告バナーの複数表示）

- (カ) 各種登録情報管理（品目、分別区分、番地、自治会・町内会、収集日等の登録管理、お知らせ内容管理、大型ごみ納付券・指定収集袋取扱店登録管理、関連施設登録管理、広告バナー登録管理、お問い合わせフォームの管理）
- (キ) 解析機能（アクセス解析（各広告バナー等へのアクセス数）、ダウンロード解析、未登録ごみの検索回数、動画アクセス数、お問い合わせ数）

イ. 管理者環境

- (ア) コンテンツ管理に当たっては、インターネット環境において、ID、パスワード認証にて管理画面にログインできること。また、可能であれば、神奈川セキュリティクラウドからも利用可能なものとする。なお、神奈川セキュリティクラウドで使用しているブラウザは、Soliton 社の SolitonSecureBrowser II である。
- (イ) 管理者権限の ID、パスワードを委託者に付与すること。
- (ウ) 管理画面からごみ品目、お知らせ、関連施設、大型ごみ納付券・指定収集袋の取扱店、お問い合わせフォーム機能、広告バナーの編集ができること。

ウ. システム構成

- (ア) データセンター要件
 - a. 十分な性能を持ったサーバ等の機器を準備し、セキュリティ対策及び災害対策が施された日本国内の保管場所に設置すること。
 - b. データセンターは、生体認証・24時間監視カメラ・常駐運用員による入退室管理を行うこと。
- (イ) 情報セキュリティ対策
 - a. なりすまし等による不正アクセスやデータの盗聴・改ざんを防止するため、セキュリティには、ファイアーウォールの設置、通信における TLS 1.2 以上の暗号化、セキュリティの脆弱性への1週間以内での対応等の万全の方策を行うこと。
 - b. ウェブアプリケーションのセキュリティについては、「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」に基づき、対応すること。
 - c. 受託者が保守等のために管理ページにアクセスするための端末については、接続する端末を特定し、不正アクセス対策を実施すること。また、マルウェア対策を実施すること。

エ. テスト実施

- (ア) 本格運用までにテストを段階的に行い、委託者の承認を得ること。

(イ) テストの実施に当たっては、テスト実施内容及び結果が記載された成績表を提出すること。

オ. 各種マニュアルの作成及び操作説明

(ア) 管理者である委託者職員が、運用を行うために必要な操作や知識を理解するための操作マニュアルをデータで納品すること。

(イ) 当該マニュアルは、文字中心ではなく操作画面を多用し、わかりやすくすること。

(ウ) 導入前に委託者職員5名を想定した操作説明を、マニュアルに沿って2時間程度行うこと。当該マニュアルは、文字中心ではなく操作画面を多用し、わかりやすくすること。

カ. 登録申請と配信

(ア) ごみ分別アプリは委託者専用のアプリケーションとして構築し、iPhone向けアプリは「App Store」、Android向けアプリは「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、「App Store」及び「Google Play」における、ごみ分別アプリのダウンロード用の二次元バーコードを委託者が指定する日までに納品すること。

(イ) ごみ分別アプリを各ストア内で検索する際、「藤沢市」などの言葉で検索結果に反映されるように対策を行うこと。

(ウ) ごみ分別アプリのインストール、更新、その他すべての内容について利用者の負担なく配信すること。

4. 運営管理業務委託内容

(1) システム保守

ア. 履行期間中は、コンテンツの更新のほか、追加費用なくハードウェア及びソフトウェアの保守を、受託者が実施すること。

イ. システムの定期的なメンテナンス作業を行うこと。

ウ. データ及びシステムのバックアップを毎月2回以上行うこと。また、ランサムウェア対策として、バックアップはシステムとは隔離された環境に保存すること。

エ. ブラウザのバージョンアップに対応すること。

オ. データの盗聴・改ざんを防止するため、通信の際はT L S 1. 2以上等による暗号化を行うこと。

カ. 管理ページへのアクセスは受託者及び委託者の必要最小限の端末に限定するため、接続可能なI Pアドレスを制限すること。

キ. O S・ウイルス対策ソフト等を含め、システム等を構成するソフトウェアのバージョンアップ状況、修正モジュールリリース等を管理し、脆弱

性が発覚した際など、至急に更新が必要と考えられる場合は、委託者へ随時報告を行うとともに、必要な対応を実施すること。

(2) 問い合わせ対応

- ア. 管理者である委託者職員からの問い合わせに対応する窓口を用意し、原則として平日（月～金） 8：00～16：45に、メール・電話による問い合わせを可能とすること。
- イ. 管理者である委託者職員と同じ画面を確認しながら回答ができる環境を整えること。

(3) システム障害対応

- ア. 障害発生時には、速やかに復旧作業等に対応すること。
- イ. 障害発生時には、障害対応用の問い合わせ窓口を用意するとともに、休日・夜間においても、追加費用なく問い合わせ対応を可能とすること。
- ウ. 障害発生時に必要な場合は、保守技術者を派遣し状況把握、障害箇所の特定、影響範囲の調査、復旧作業を速やかに行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。
- エ. 同一の原因により同種の障害事例が複数発生しているときは、障害が未だ発生してない場合についても必要な対策を施すこと。
- オ. 受託者は障害対応時には必ず対応経過、原因、処置などをまとめて報告書として委託者に速やかに提出すること。

(4) 助言及び提案

受託者は委託者に対し、当該システム等における解析機能で得られたデータを基に、ごみの減量・資源化に向けた取組に関する助言及び提案をすること。

(5) 業務の指示及び監督

- ア. 本業務の窓口となる総括責任者及び従事者の氏名、担当業務を記載した従業者名簿を提出すること。
- イ. 受託者は業務を実施するに当たり、当該契約に基づき委託者と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けること。
- ウ. 受託者は業務の遂行上必要と認めるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、事前に委託者と協議し、決定するものとする。

(6) 成果品

- ア. 受託者は委託者に対して業務内容についての報告書を月毎に1部提出すること。提出期限はその月の業務完了後2週間以内とする。ただし、3月分は3月31日までに提出すること。
- イ. 委託者は月毎に受託者に対して委託料を支払うものとする。

ウ. 受託者は契約時に、業務で使用するウェブコンテンツ及びアプリケーションをデータで提出すること。なお、納品物のうちソースコードを除くデータは、オープンデータとして二次利用できるよう著作権を整理したうえで納品すること。

(7) 著作権等

ア. 受託者は、委託者が成果物を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

イ. 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意することとする。

ウ. 受託者は、成果物が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡することとする。

エ. 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。なお、ごみ検索システム及びごみ分別アプリコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「現著作物」という。）である場合には、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採ったうえで本業務にあたることとし、現著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。

オ. 当該ごみ検索システム及びごみ分別アプリコンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により現著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

(8) その他

ア. 成果品の管理及び帰属は全て委託者とする。

イ. 受託者は受託業務に係る情報を目的以外に使用してはならない。

ウ. その他の付随する業務及び本業務委託の詳細について、受託者は委託者との協議が必要な場合は、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。

5. 特記事項

(1) ごみ検索システム及びごみ分別アプリの運営に必要なサーバ等は受託者

負担とすること。

- (2) 受託者は業務を実施するに当たり、委託者の定める「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守すること。
- (3) 藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の趣旨を理解し、情報資産の適切な管理に努めること。
- (4) 受託者は、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

6. その他

- (1) 契約履行中に損害、事故などが生じた場合は、委託者の責に帰する理由を除き、その全ての責任を受託者が負うものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議の上決定することとする。
- (3) 本業務の完了後であっても、本業務におけるシステム改修に起因すると思われる不具合が生じた場合は、それらを解消するために生じた作業全般を契約不適合責任の範囲に含めるものとし、原則として、検査終了した日から1年間を契約不適合責任期間とする。
- (4) 契約金額（及び部分払金）に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日（及び部分完了日）における消費税法及び地方消費税の税率が適用される。
- (5) 本契約の担当者・連絡先については、次のとおりである。

藤沢市環境部環境事業センター 業務担当

電話番号：0466-87-3912（直通）

メールアドレス：fj-kankyo-j@city.fujisawa.lg.jp

以 上